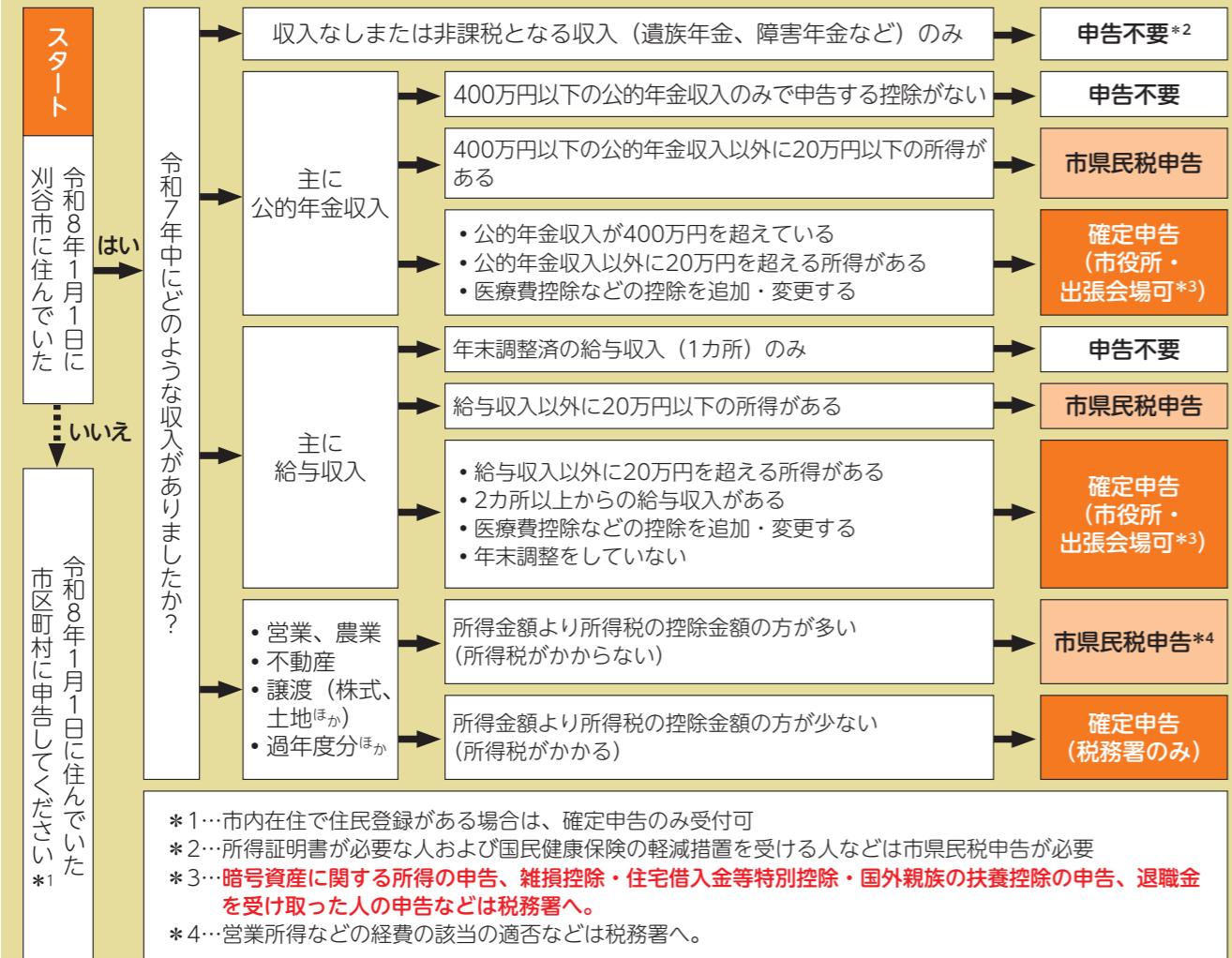


所得税と市県民税の申告受付が始まります

問▶所得税の確定申告…刈谷税務署（☎21-6211）▶市県民税の申告…税務課（☎62-1205）

申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告か市県民税申告かを簡易的に判断できます。
※申告する人の状況によって異なる場合があります。



◆医療費控除の申告には医療費控除の明細書が必要です

人ごと、病院・薬局など支払い先ごとに分け、支払った医療費を明細書（国税庁HPでダウンロード）に記入してください。
※医療保険者から交付された医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細書の記入を一部省略可。

※領収書の提出は不要ですが、税務署が必要に応じ、領収書の提示を求める場合があるため、自宅で5年間保管してください。

刈谷税務署での確定申告（要入場整理券）

問刈谷税務署（☎21-6211）

申告する本人のスマホとマイナンバーカードを使用した申告指導を行っています。会場内のパソコンの台数に限りがあり、パソコンでの申告書作成には時間がかかる場合があります。

時2月16日(月)～3月16日(月)の平日9時～17時 (3月1日(日)は開設)

※公的年金を受給している人、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告手続を行う人は、1月5日(月)～2月13日(金)の平日も申告できます。

◆入場整理券の配布方法

- ・国税庁LINE（QRで友だち追加）から事前発行 ※詳細は、国税庁HPをご覧ください。
- ・刈谷税務署で配布（当日先着順）※配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることができます。
- 他・駐車台数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用して下さい。
- ・3月16日(月)までの確定申告受付日のみ、市営神田駐車場を利用する場合、駐車料金の一部を補助しますので、駐車券を持参してください。



所得税の確定申告はスマホからが便利です

問e-Tax作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）

スマホやパソコンとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」を利用して下さい。マイナポータルとe-Taxの連携を行うと、給与所得や公的年金などの源泉徴収票、医療費などの情報が自動入力されるため、より簡単に手続きできます。申告時は、マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限に注意してください。詳細は、国税庁HPをご覧ください。

申告方法 QRからe-Taxで申告してください。

※国税庁HP「動画で見る確定申告」から申告の方法を確認できます。



▲国税庁HP
確定申告書等作成コーナー

申告に必要なもの（主な例）

対象者	必要なもの								
全ての人	本人確認書類、昨年の確定申告書の控え、利用者識別番号（16桁）が分かるもの（お持ちの人）								
所得税の還付申告をする人	還付を受ける本人名義の金融機関の口座が確認できるもの								
収入関係	<table border="1"> <tr> <td>給与収入、年金収入がある人</td><td>源泉徴収票（給与支払者・年金支払者が発行）</td></tr> <tr> <td>報酬や謝礼、個人年金を受け取った人</td><td>支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など</td></tr> <tr> <td>その他収入がある人</td><td>収入金額および必要経費が分かる書類</td></tr> </table>	給与収入、年金収入がある人	源泉徴収票（給与支払者・年金支払者が発行）	報酬や謝礼、個人年金を受け取った人	支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など	その他収入がある人	収入金額および必要経費が分かる書類		
給与収入、年金収入がある人	源泉徴収票（給与支払者・年金支払者が発行）								
報酬や謝礼、個人年金を受け取った人	支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など								
その他収入がある人	収入金額および必要経費が分かる書類								
控除関係	<table border="1"> <tr> <td>社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人</td><td>払込証明書、控除証明書、領収書</td></tr> <tr> <td>医療費控除を受けたい人</td><td>医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書ほか ※医療費控除の明細書の事前作成が必須</td></tr> <tr> <td>ふるさと納税などの寄付金を支払った人</td><td>寄付金の領収書・証明書 ※確定申告を行うとワンストップ特例申請は無効</td></tr> <tr> <td>障害者手帳などをお持ちの人</td><td>障害者手帳、障害者控除対象者認定書など</td></tr> </table>	社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人	払込証明書、控除証明書、領収書	医療費控除を受けたい人	医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書ほか ※医療費控除の明細書の事前作成が必須	ふるさと納税などの寄付金を支払った人	寄付金の領収書・証明書 ※確定申告を行うとワンストップ特例申請は無効	障害者手帳などをお持ちの人	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人	払込証明書、控除証明書、領収書								
医療費控除を受けたい人	医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書ほか ※医療費控除の明細書の事前作成が必須								
ふるさと納税などの寄付金を支払った人	寄付金の領収書・証明書 ※確定申告を行うとワンストップ特例申請は無効								
障害者手帳などをお持ちの人	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など								

市役所などからの申告書および証明書などの郵送時期

- ▶市県民税の申告書（昨年の申告時に発送を希望した人）…1月下旬
※返信用封筒を同封しているので、できる限り郵送で申告してください。
- ▶市が発行する「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」など…1月下旬
- ▶国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の払込証明書…1月下旬
- ▶後期高齢者医療制度加入者への令和7年6月～10月診療分の医療費通知…2月上旬
※11月・12月診療分はお持ちの領収書で確認してください。
- 問あいち後期高齢者医療センター（☎0570-011-558）
- ▶国民健康保険加入者への令和7年11月・12月診療分の医療費通知…2月下旬